○経済産業省告示第百十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十八年四月一日

経済産業大臣　林　幹雄

表の委任した予算科目名の欄中「エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（戦略的中心地域新成長産業創出促進事業費補助金（戦略産業支援のための基盤整備事業に限る。）」を削り、「中小企業海外展開総合支援事業費補助金（資金供給円滑化信用保証協会基金等補助金（ＪＡＰＡＮブランド育成支援事業に限る。）」を「中小企業海外展開総合支援事業費補助金（事業環境整備対策費補助金（経営支援対策事業に限る。）及びＪＡＰＡＮブランド育成支援事業に限る。）」に、「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、伝統的工芸品産業復興対策支援、革新的ものづくり産業創出連携促進事業（戦略的基盤技術高度化支援事業及び中小企業等による技術シーズの事業化・実用化支援事業のうちシーズ活用研究開発事業に限る。）、地域商業自立促進事業費（地域商業自立促進事業に限る。）、商店街・まちなかインバウンド促進支援事業（認定中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業に限る。）、中心市街地再興戦略事業、中小企業・小規模事業者人材対策事業（地域中小企業・小規模事業者の人材確保等支援事業及びカイゼン指導者育成事業に限る。）、ふるさと名物応援事業（消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業、低未利用資源活用等農商工等連携支援事業、小売業者等連携支援事業、ふるさと名物開発等支援事業及びＪＡＰＡＮブランド育成支援事業に限る。）及び商業・サービス競争力強化連携支援事業に限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（戦略的基盤技術高度化支援事業、中小企業等による技術シーズの事業化・実用化支援事業のうちシーズ活用研究開発事業及び商業・サービス競争力強化連携支援事業に限る。）、地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業及び中心市街地再興戦略事業に限る。）、中小企業・小規模事業者人材対策事業（地域中小企業・小規模事業者の人材確保等支援事業及びカイゼン指導者育成事業に限る。）及びふるさと名物応援事業（消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業、低未利用資源活用等農商工等連携支援事業、小売業者等連携支援事業、アイヌ中小企業振興対策事業、小売業者等連携支援事業及びふるさと名物開発等支援事業に限る。）に限る。）」に改め、「電源立地等推進対策補助金（電源地域産業関連施設等整備費に限る。）」を削る。

表中経済産業局長、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）及び内閣府沖縄総合事務局長の項の次に次のように加える。

経済産業局長及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）	エネルギー構造転換理解促進事業費補助金

表の委任した予算科目名の欄中「地域経済産業活性化対策費補助金（工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業に限る。）」を「地域経済産業活性化対策費補助金（福島県等復興産学官連携支援事業に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、平成二十七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務に対する平成十四年経済産業省告示第二百六十八号の規定の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第百十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十八年四月一日

経済産業大臣　林　幹雄

別表一補助金等の名称の項中、「インフラ・システム輸出等促進事業費補助金」を「インフラ・システム輸出等促進事業費補助金（エネルギー構造転換理解促進事業費補助金）」に、「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」を「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（原子力発電施設等立地地域特別交付金）」に、「原子力発電施設等立地地域特別交付金（次世代建築物統合制御システム実証事業費補助金）」に、「次世代建築物統合制御システム実証事業費補助金」を「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」に、「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金（自動走行システム評価拠点整備事業費補助金）」に、「情報処理振興事業協会事業費補助金（女性活躍推進基盤整備事業費補助金）」に、「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金」を「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金（輸送機器の実使用時燃費改善事業費補助金（海上輸送機器の実使用時燃費改善事業に限る。）」に改め、別表四補助金等の名称の項中、「汎用スターリングエンジン開発費補助金」を「汎用スターリングエンジン開発費補助金（微細藻類燃料生産実証事業費補助金）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第百二十号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）等の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日

経済産業大臣　林　幹雄

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。